

# 新型コロナウイルス感染症の影響による

## 『学生等の学びを継続するための緊急給付金』（二次推薦）申請方法

以下の要項に従って申請してください。

申請希望者は事務窓口にて受付・申請書類一式を受け取ってください。

（申請書類一式は、本校ホームページ上からも取得することができます）

<https://www.meikan.ac.jp/>

・書類提出期：2022年2月14日（月）～21日（月）（厳守）

・提出書類： ◎配布した申請書式（様式1・様式2（自分で印刷した場合はそれを使用しても良い））

◎添付書類（申請の手引きの6ページを参照※）

- ・添付書類には、申請書式（様式2）の要件チェック項目にならない、①～⑤の番号を記入し、どの項目の確認書類なのかをわかるようにすること。
- ・添付書類にて確認できない要項については、申請書式（様式1）裏面の「3. 申し送り事項」にその詳細を明記し、確認できるようにすること。

※任意提出書類も判断書類になります。

少ない場合、判断ができない可能性があります。

客観的に見て基準を満たしていることが分かるようにしてください。

### 【対象】

以下の条件を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると本校等が必要性を認める者

◎以下の①～⑥を満たす者

（1）家庭から自立してアルバイト等就労による収入で学費を賅っていること

- ① 家庭から多額（学費・生活費含め年間 150 万円程度以上）の仕送りを受けていない
- ② 原則として自宅外で生活をしている（自宅生も可※1）
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト等就労による収入の割合が高い
- ④ 家庭の収入減少等により、家庭からの追加的給付が期待できない

（2）新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること

- ⑤ アルバイト等就労による収入が大幅に減少していること（▲50%以上※2）

（3）既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること

- ⑥ 原則として既存制度について以下のいずれかの条件を満たすこと

ハ) 無利子奨学金(第一種奨学金)を限度額まで利用している者

二) 要件を満たさないため無利子奨学金を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度を利用予定の者

・本件について多数のお問い合わせをいただくことが想定されますので、手引きに記載してある事項に関してはご自身にてご確認をお願いいたします。

・学校ごとに推薦枠が設けられるため、申請されても、必ず給付が受けられるとは限りません。

・【要確認】書類・申告に虚偽があった場合、返金が求められます。 誤りのないよう確認の上、提出下さい。